

文化庁月報

No.394

2001年7月号

CONTENTS

10	登録有形文化財(建造物)の活用	特集
8	フランスにおける土木遺産の活用	〔論文〕
6	震災から文化財登録制を考える	〔卷頭言〕
4	登録有形文化財の活用 —創設五年を迎える文化財登録制度について	登録有形文化財の活用 —創設五年を迎える文化財登録制度について
10	〔施策紹介〕 登録文化財建造物の活用と支援策	〔施策紹介〕 登録文化財建造物の活用と支援策
8	新国立劇場スパットライト/ 芸術文化振興基金ニュース/ 8月号予告/ 編集後記	新国立劇場スパットライト/ 芸術文化振興基金ニュース/ 8月号予告/ 編集後記
48	京都府京都市 舞姫は17歳を參照 撮影/小野吉彦	京都府京都市 舞姫は17歳を參照 撮影/小野吉彦
47	45	45

今日の表紙
SACRA (登録有形文化財)
舞姫は17歳を參照
撮影/小野吉彦

ACA NEWS

- 独立行政法人の中期目標について②
独立行政法人国立美術館の中期目標 33
- 独立行政法人文化財研究所の中期目標 35

連載

- Cross Road 18
伍芳(ウー・ファン)さん(中国古箏奏者)
- ことばの万華鏡③ 水谷 修・22
全身全霊で話さない日本人
- IT時代のコンテンツの創造・発信と著作権④ 23
実効性の確保、円滑な利用の促進について①
～ITの活用の促進～
- まちに生きるミュージアム④ 染川香澄・24
親しみやすい博物館 ～利用者の視点から
- キーワード事典・アートマネジメント④ 伊藤裕夫・26
文化施設の〈顧客〉を考える
- 保存修理の社会学④ 村上裕道・28
ヘリテージマネージャー制度
- 日本の伝統美と技を守る人々—選定保存技術保持者編④ 30
伊野波盛正さん・木原 明さん
- 文化の現場から④
国語施策の大工さん 浅松絢子・32
～これからの国語施策のために～

イベント案内

- 奈良国立博物館
特別展 仏舍利と宝珠 一駕道を慕う心 41
- 京都国立博物館
こどもミュージアム 天神さまってどんな人? 42
- 国立国際美術館
近作展26 ローリー・トビー・エティソン
—からだへの異想— 43
- 国立西洋美術館
肖像画が語るアメリカ史
—スミソニアン・ナショナル・ポートレート・ギャラリー所蔵作品による
アメリカン・ヒロイスム 44

登録有形文化財の活用——創設五年を迎える文化財登録制度について

文化庁文化財部建造物課長 龜井伸雄

私たちの周辺にあって多くの人々に慣れ親しまれているものや地域のランドマークとなっているものなど、主に近代の建造物について所有者等が自主的に保存することを促す文化財登録制度が創設されてから、間もなく五年になろうとしています。

建造物とは、建築物、土木構造物及び他の工作物を総称したのですが、これらが文化財登録されるには、文化財として一定の評価がなされていることが必要です。具体的には、建設後五〇年を経過したものの中で、例えばその建物が地域の中で広く知られ親しまれている、建造物の意匠や形態が時代の特色や地域の特色を顕著に示す造形となっている、優れた技術や技能が用いられているなどが該当します。そして所有者の同意を得られたものについて、所定の手続きを経て登録有形文化財として登録されます。

文化庁では制度創設とともに本制度の内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成し関係者に配布して制度の普及に努めきました。その結果、これまで登録された文化財建造物は、全国四七二市町村で二四七一件（平成一三年五月文化審議会答申分を含む、別表参照）にのぼります。私どもは、当初目安として年間五〇〇件、当面五年で二五〇〇件の登録という目標をたてて以来、これも達成できる見込みです。

所有者等には登録文化財であることを記した金属製のプレート（これを登録プレートと呼んでいます）を、贈呈しています。登録プレートの贈呈は思いのほか好評のようで、所有者によつては独自に掲示板を作成し、そこにプレートをはじめ込むなど有効に利用される例も多くみられます。

従来の指定制度では、重要なものを厳選して指定し文化財としての価値を維持するため現状変更等厳しく制限する反面、保存修理費の補助や税制上の優遇措置等手厚い保護がなされています。一方登録文化財制度は、身近にある文化財を幅広く登録し、保存修理費や税制面での優遇は薄くなっていますが、現状変更に際しては内部の変更に対し特段制限がなく道路や公園など公共的な場所から望見できる建造物の外観についてその四分の一以上変更する場合にのみ事前の届け出制が必要になります。これは、利用し続け



登録有形文化財(建造物)の活用

登録有形文化財(建造物)の概要

	累計				
登録数	2,471(1,087箇所)				
関係市町村	472市町村(区)				
関係都道府県	47都道府県				

	江戸	明治	大正	昭和	計
累計	282	800	648	741	2,471

産業	交通	官公	学校	生活	文化	住宅	宗教	治山	治水	他	計
1次	2次	3次									
63	224	333	94	63	113	137	121	1,073	213	12	25

	建築物	土木構造物	その他の工作物	計
累計	2,019	128	324	2,471



登録プレートの表示例

ることが保存に結びつくという考え方方に立つて、所有者が活用を図りやすいように配慮したもので、これによつて文化財的な価値の維持と建造物の特性に見合つた改修を図り易くし、継続的利用はもとより新たな機能を附加して機能を強化し更なる利用を促す等活用法を見いだすことが出来るようになつたと考へています。

ところで、建造物課では近年特に近代の建造物を中心としてその積極的な活用を図るよう取り組んでいます。

平成一年三月に「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」を作成しました。それと関連して「文化財建造物活用への取り組み—建造物活用事例集」や活用推進のためのパンフレット、文化財建造物保存活用計画策定のための参考事例集などを作成し関係機関に配布しています。これらは重要文化財建造物を主な題材として、活用の考え方を示しているものですが、そこに示された考え方は登録文化財にも十分当てはまりますので、大いに参考にしでもらいたいと思います。

さて、登録されたことを契機として、今まで以上に積極的に建造物を活用しようとする動きが全国各地でみられます。これは、所有者にとって保有する建造物

の価値が国によつて認められたことで誇りに思うとともに、それが励みとなつて文化遺産を少しでも地域に役立てたいという意欲に駆られることに起因すると考えておきます。また、そうした意向を、地元行政機関はもとより、民間でも組織的に支援しようとする活動も生まれてきていました。例えば、東京では登録文化財の所有者等による保存活用情報のネットワークも生まれ活動が開始されました。また、今のところ一部の地域に限られていますが、地元で活躍している建築士など専門家による登録促進のための自主的な調査活動や保存情報提供も始まっています。

こうした取り組みは、これから文化財保護を考える上で鍵となるものとして注目され、今後の進展が大いに期待されています。

全国津々浦々に所在する地域の顔となつているような多くの親しみのある文化財建造物が、文化財登録制度に後押しされて良好な歴史的環境のもと永く保護されることを期待しています。

震災から文化財登録制を考える

神戸大学教授 足立裕司



文化財登録制が施行されたのは阪神大震災後一年ほど経た頃であったと記憶している。震災というかつて経験したことのない事態に遭遇し、未指定というだけで次々と取り壊されいく名建築を目の当たりにして、せめて歐米のような歴史的建造物の登録制度があれば一切歯止めしたことを今も覚えている。ようやく登録制が施行されたときは、震災後の事態には間に合わないにしても、今後の成果に大きな期待を抱いたものである。しかし、震災後の状況を調査し、今日に至る登録制の遂行の状況をみた時、事態はそれほど樂觀できれないと思っている。ここでは震災後の経験を踏まえながら、文化財登録制の現況と今後の期待を記しておきたい。

震災後、歴史的建造物の雪崩を打ったような取り壊しが始まり、今に至っても止まらない。一般には、そうした事態を震災といふ不可抗力の天災に帰してしまうのだが、私は震災前の文化財保護の体制にも遺因があったと考えている。なぜなら、歴史的建造物の取り壊しの傾向は震災前から起っていた事態であり、地震はその傾向を加速したに過ぎないからである(註1)。震災後の混乱した状況で

あるが、周知のよう申請の調書を作成する体制が整っていないことが問題として挙げられる。自前で面図、調書を作成できる自治体はほとんどないで、従来委嘱されている文化財審議委員との役割の再確認を含め、協力者の組織化が必要となる。

登録文化財の登録に関して気に掛かる傾向は、登録の質を心配するあまり、地域の担当者が自主規制をしてしまうことである。一度認めてしまって、限界なく身近なものに及ぶのでは、という懸念から配慮であろうが、身近な歴史的環境を重視し保護するという発想からは、あまり益のないことである。今、この制度の成否を考えるなら、むしろどうしたら登録の幅を広げることができるかを考えるべきであろう。

また、上記の裏返しのこととして、旧来の文化財の与件を満たしているものでさえ登録で片づけるという傾向もみられる。登録制は修理のための予算措置を伴わないので、維持に大きな費用を必要とする近代建築に向いている。しかし地域の指定文化財の可能性があるものまで何でも登録制で処理するはどうだろう。指定制度と登録制度の違いを踏まえ、少し長い眼で見た保護の指針を策定することが望まれる。そのためにも先に記した全体像の分かるリストは必須のものである。

登録が円滑に進むようになれば、問題になるのが維持・管理の体制である。兵庫県下で

は、文化財保護といつても普段の体制を延長後のことくらいしか望めず、その体制の外で進向していた歴史的建造物の取り壊しの動向を止めることはできなかつた。それは、公共財としての歴史的建造物に対する認識が、結局のところ持ち主だけではなく行政の側にも欠けていたと言い換えてよい。

登録制は、その制度の趣旨として「手厚い保護」を目的としてつくられたものではなく、歴史的建造物の公共性とその重要性を周知させることを大きな目的としている。その趣旨からすれば、上記のような事態を変えていくには格好の制度といえるのだが、残念ながらまだ数が少なすぎる。確かに旧来の文化財制度の指定状況からみれば、施行後五年で一〇八七カ所(二四七一件)は多いようみえるが、単純に一県当たりに勘定してもまだ二〇カ所(五〇件)程度に過ぎない。指定された物件をすべて近代建築と考えても、日本建築学会の作成した「日本近代建築総覧」に記載された一万件以上にのぼる件数の数分の一に過ぎず、この間に失われた数を勘案すると明らかに少なすぎる(註2)。

兵庫県下を例にとつても三二一カ所(七一)

件しかなく、そのほとんどが神戸市に集中している状況である。これは登録していく熱意、または体制が地方に備わっていないことと、あまりに数が少ないために、制度に盛られており折角の優遇措置が一般には理解されず、持ち主からの自主的な申請が期待できないためである。

これを解決するには、まず登録の本来の趣旨からも、候補となる建造物のリストを作成し公表することが先決であると考える。まずリスト、何をおいてもリストの存在、それが文化行政全体の成否さえ左右する。それが震災から得た一番の教訓である。そのためには国が予算をつけてリストを作成することが望まれるが、おそらく再調査をしていると時間がかかるので、「日本近代建築総覧」など手持ちのリストを統合して、取りあえず「登録制に準ずる建造物」として国がオーソライズするのが近道であろう。もちろん最初から完全なリストなど必要ではなく、むしろ地方と協力して毎年更新していくこという作業こそが重要である。リストを補完する作業を通じて現時点での状況の把握が可能となるからである。できればリストには国宝、重文も含めた地域の歴史的建造物を網羅し、地域の歴史的資産リストとして住民に提示し、当面の保護の到達目標を設定できればもっと効果的であろう。

候補のリストができれば次は実際の登録で

導入され、運用が始まっている(註5)。さらにヨーロッパを中心として、世界はすでにDOCOMOMOの活動に見られるように、文化財の対象は現代建築に及んでいる。日本の文化財登録制も次代を見据え、より柔軟で積極的な運用が望まれる。

(註)

註1 足立裕司「歴史的風景の被災と復興－居留地、朱町通景観」日本建築学会「阪神・淡路大震災調査報告書10」所収、三八五・三八九ページ

註2 兵庫県下の事例では、「近代建築総覧」にリスト化された件数が三九三件であったが、三年後の新訂時には二七七件が失われ、一二年後の震災前には総数の三六%に当たる一四三件が取り壊され、震災後三年を経た一九九八年の時点で四八%が失われている。毎年三%が失われているとすると、数字上は地震は間違なかつたようにも解釈できる。

足立裕司「近代建築総覧追補－兵庫県(その1)」『建築雑誌』一九九八年三月、五四ページ参照

註3 日本建築学会歴史的建造物保存ワーキング・

グループ編「歴史的建造物の保存に関する専門家の資格・資質をめぐって」二〇〇〇年九月参照

註4 足立裕司「アメリカに於ける歴史的建造物の保存と対策」『月刊文化財』一九九六年二月初出

「阪神・淡路大震災と歴史的建造物」思文閣刊に再録

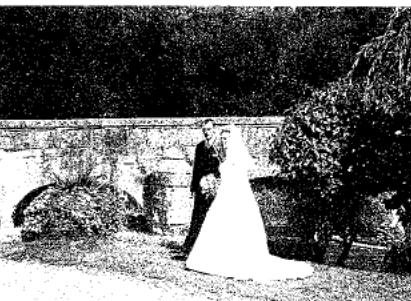
註5 足立裕司、村上裕道他「歴史的建造物の被害と修復」一九九九年台湾集会震災調査報告書所収、日本建築学会刊

フランスにおける土木遺産の活用

熊本大学教授 小林一郎



橋梁を中心としてフランスの歴史的モニュメントを訪れる旅を始めて一〇年が経過した。本文では、文化財としての橋のある暮らしについて二、三の事柄を述べ、我が国の土木分野の登録文化財の利活用についてのヒントとした。土木工学を基盤とした保存工学の充実等は緊急の課題であるが、紙面の都合で割愛し、ソフト面のみに限定して述べる。

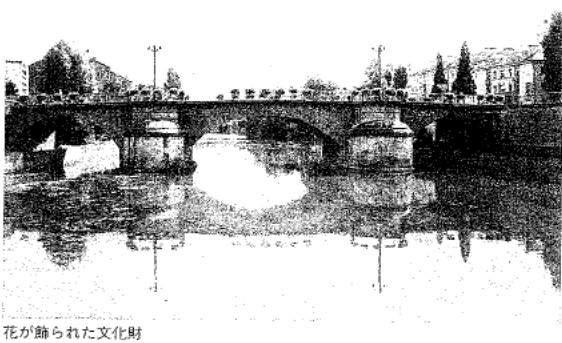


橋のある結婚写真

同じ文化財でも、土木構造物が美術工芸品と異なるのは、地域の社会生活の基盤となるものであり、大半のものが現在も利用されている点にある。「さわっても恐られない文化財」、それが土木構造物である。フランスでは、文化財指定された橋は二〇〇を越え（我が国で文化財指定された橋は約二〇であるが、半数は神社にある朱塗りの木造橋である）、登録となつたものはその数倍はあるといわれている（我が国では、近代化遺産のなかの橋として三〇橋程度ある）。また、土木構造物の多くが、石造りであり、その寿命が我が国では想像できないほどに長い。世界遺産となつたガールの水道橋の二〇〇〇年は別格としても、五〇〇年くらい使われている橋はいくらでもある。このため、住民にとって土木遺産は、山や河と同じくらい基本的な風景のひとつであり、共同体の暮らしの普遍性の象徴であるといつても良い。橋が文化財になるのではなく、橋のある暮らししそのものが文化として認められるのである。フランスで生まれた工

もよくわかるし、彼らのはつらつとした姿は気持ちがいい。このような制度は、実は文化財に対する実地の教育にもなつていて、資料の暗記は退屈なことである。郷土史の勉強など、フランスの若者でも楽しいことではない。しかし、人に教えるほど効果的な勉強法はない。私のように土木構造物しか興味がないというマニアックな観光客は珍しいらしく、質問するたびに彼らは立ち往生するが、仲間に確認したり、市役所に電話してくれたりして何とか用を足すことができる。夏が終わる頃には、彼らは立派な郷土史家の卵になつていることだろう。

登録有形文化財(建造物)の活用



花が飾られた文化財



臨時の観光案内



橋の説明板

も運河もこのような夢の実現のために、人々が曾々と樂きあげたものである。英語やフランス語の文化 (culture) の語源はラテン語の「耕す」に由来するらしい。じっくりと時間をかけ手作りで育て上げたその土地固有のものが文化である。そうであるなら、土木構造物はまさに、文化財と呼ばれるに最適なものであろう。どの土地にも、「おらが国」の成り立ちを巡る物語があり、その証としての構造物がある。ヨーロッパ人にとって、自分たちが他とは違うことほど大切なことはない。繰り返し、自らのカルチャーを子供たちに教え込む。さらに、それを確かめるには、他の土地にも、別の物語のあることを認め、それを確かめる（あるいは楽しむ）旅が必要になる。余談であるが、フランスでは、ゴルデン・ウイークにあたる一週間程度の休日や夏のヴァカンスの開始日が地方によって異なる。移動や観光地でのラツシュを押さえるためである。彼らが日常使う言葉を訳すと「文化旅行」となり、堅苦しく義務的な感じがする。しかし、それ

の土地の、文化の一端であるワインや料理や土木構造物を楽しむことは奨励されて良い。政府が率先して、安くてゆったりと地方の旅を楽しむための工夫と教育をしている。これこそが文化政策の要諦なのではないだろうか。

土木構造物は本来、地域の暮らしの夢を実現させたものである。対岸に渡るには橋がほしい。農業のためにダムや水道がいる。道

コ・ミュージアムの発想も同じものであると考える。人々は祖父母や父母がそうしたように、橋の前で結婚式の記念写真を撮る。人は変わつても、いつもうしろに橋がある。古くなつた橋は、重量制限したり、歩道に一変する。暮らしの中で文化財が生き続けていると実感する季節である。ただし、フランスでも文化財指定された木の橋や初期の鉄の橋は痛みが激しく、凍結保存とは名ばかりで、朽ち果てていくのを待つばかりのものもいくつかあつた。我が国の土木遺産が抱える問題の一面はどこの国にも存在している。

最近、フランスを旅行して気づくのは、世界遺産ブームも手伝つてか、道路標識や橋の現場での説明文の掲示が大変充実していることである。歴史的モニュメントに関するガイドブックも少しずつ整備されてきたが、やはり、現地で構造物の概要を知ることの印象は鮮明である。観光は文化財活用の大きな柱であるが、観光案内を含めた情報の整備は極めて重要なことのように思われる。たとえば、マルセイユ旧港では、夏の間だけ、広場に臨時の案内所ができる、地図や関連情報の提供をしている。若者がお揃いのTシャツ・ジーンズ姿で観光客の応対に当たつている。遠目に

登録文化財建造物の活用と支援策

文化庁文化財部建造物課

はじめに

文化財登録制度の創設から五年がたち、制度の可能性とともに課題もみえてきました。本特集は、登録制度を登録文化財の活用の取組から振り返り、今後の展望を行なうこと目的としています（論文1参照）。

登録制度は、届出制を基本とする緩やかな保護制度を、主として近代の多種多様な文化財建造物を対象に導入したもので、活用を前提とした制度であり、例えば外観を考えず、内部の改修を行う場合に届出の必要はない、目的に応じた活用を可能にしています。

平成13年5月現在の登録文化財の概要は五頁の表を参照下さい。種別のなかで一番大きな割合を占めるのは住宅です。多くは現役の住宅として利用されていますが、なかには自宅の一部を開放してギャラリーを設ける等、積極的に公開活用されている事例もあります（事例2参照）。また、土木分野の登録は一八件で、全体に占める割合は小さいものの、普実に件数をのばしています。今後は、これら登録された土木遺産をいかに活用していくかが、この分野の登録の伸展にかかわってくると考えられます（論文2、事例1参照）。

改修を契機に活用をはかる

改修を契機に活用をはかる事例も少なくあります（事例4参照）。文化庁では、登録文化財の保存や活用を促すための支援策のひとつとして、建物の保存修理にかかる設計監理費の補助を実施しています。現在までに実施された事業は、屋根葺替や部分修理が中心ですが、構造補強や、設備更新が含まれるのは、改修後の活用を想定した登録文化財ならではの工事内容です。補助の対象となるのは設計監理費、報告書の作成費等ですが、実測や劣化調査等の各種調査、構造診断、耐震設計等、建物の改修に必要な調査・実験等の経費についても補助対象としています。とくに鉄筋コンクリート造の大規模建物等では、活用に際して安全性の確認は不可欠であり、調査や診断を補助対象とする意義は大きいと考えられます。旧唐津銀行本店、日本工業俱楽部会館

等は、調査や診断に事業費を割いた事例です。なお、耐震診断に関しては、主に木造の歴史的建造物については文化庁が作成した診断マニュアル、煉瓦造や鉄筋コンクリート造の建物については、国土開発技術研究センターの作成したガイドラインも参考となるでしょう（註1）。

改修事例が増えている事態も考えられ、建築基準法や消防法等、各種規制の対応と、文化財の価値の保存との調整をどう図るかは大きな課題です。また、活用に必要な設備の更新にあたり、設備をどのように既存建物に組込むかも技術を要します。登録文化財の改修ノウハウの蓄積が望されます（コラム2参照）。

修理経費の捻出も大きな課題です。地方公

共団体を対象とした補助事業では、農林水産省の「歴史的土地区画整理事業」があります。登録文化財や指定文化財の土地改良施設（農業用溜池、水路等）の修理や構造補強を行なうことができます。指定文化財ですが、

ウハウの蓄積が望れます（コラム2参照）。修理経費の捻出も大きな課題です。地方公

共団体を対象とした補助事業では、農林水産省の「歴史的土地区画整理事業」があります。登録文化財や指定文化財の土地改良施設（農業用溜池、水路等）の修理や構造補強を行なうことができます。指定文化財ですが、熊本県の通潤橋の改修は当該事業により実施中です。他にも、国土交通省を中心に、歴史的建造物やまちなみの保全に関する補助制度があり、登録文化財を含む歴史的建造物の保全に活用されています。また、起債事業とし

おわりに

登録制度がさらに定着するには、登録の件数を増やすことが先決でしょうが、そのためには、候補物件の特定や、登録手手続きの簡便化等の対策が必要かもしれません。

一方、登録文化財を保存活用していくための保全システムの構築が求められます。まずは、所有者が所有し続けること、活用を図ることに対する支援措置の拡充が重要でしょう。また、より充実した活用手法の検討や、地域における専門家の育成、あるいは簡便かつ安価な保全・補強手法の確立も急務です。

幸い、課題に対する対処方法も検討されつあります。特集が、登録文化財を護り活かそうと考える人々の参考となれば幸いです。

（主要参考文献）

1. 「文化庁月報」平成八年六月号
2. 「文化庁月報」平成九年五月号
3. 「月刊文化財」平成一〇年一月号
4. 「歴史ある建物の活かし方」学芸出版社

登録文化財とまちづくり

文化財登録制度は、本来、文化財そのものを評価して登録するものであり、厳密にはまちづくりを目的とした制度ではありません。しかし、身近な歴史的建物が登録されることで、地域の人々の文化財への関心が高まり、まちづくりの機運が高まることが期待されま

す。

実際、ある一定の地区内において、系統のかつ組織的に登録を進めている地域もありま

す。宮城県の鳴子町、秋田県の横手市、福島県の田島町、茨城県の真壁町、群馬県の桐生市、東京都文京区、神奈川県の箱根町、富山县の高岡市、山梨県の勝沼町、高知県の奈半利町、熊本県の山江村、宮崎県日南市の油津等です（コラム1参照）。

所有者や住民、行政をむすぶネットワーク

も生まれています。「歴史的建造物所有者の会」は、おもに東京在住の登録文化財の所有者を中心し、情報の交換や課題の確認を行う場として結成されたサークルです。福島県の田島町でも所有者の会ができました。また「土木の文化財を考える会」は、土木遺産の保存と活用をテーマに啓発活動に力を入れています。「全国近代化遺産活用連絡協議会」（略称「全近」）は近代化遺産をキーワードに、登録文化財と近代の建造物の保存活用を研究協議する、自治体間の全国組織です。やはり、活動資金の捻出が課題となります。が、公益信託等から助成を得た団体もあります（註3）。

しかし、実際に登録をすすめ、登録された「ヘリテージマネージャー制度」は、歴史的建造物をこまめに管理し、維持・修復の具体的ノウハウをもつ地域の専門家の存在が不可欠でしょう。この点、兵庫県で創設された「ヘリテージマネージャー制度」は、地域の登録文化財の管理システムとして大きな可能性を有しています。マネージャーは、文化財所有者の身近にあって修理、管理、活用に係る助言を行い、歴史的遺産を活かしたまちづくりを担うことが期待されています（本誌連載「保存修理の社会学」参照）。また、群馬県前橋市に本拠をおく「街・都市・文化再生団体」は、地元の大学教員や建築家を中心

に、地域の歴史遺産を活かしたまちづくりに専門のNPOとして活躍しています。

（註1） 文化庁「重要文化財（建造物）基礎診断実施要領」（平成13年4月）、国土開発技術研究センター「無補強煉瓦造建築及び市街地建築物法期の鉄筋コンクリート造建築耐震性能評価ガイドライン」（平成10年3月）

（註2） 「地域文化財・歴史的遺産活用による地域環境基金」では、歴史的建造物等の保護団体や研究グループに助成金の交付を行っている。

事例紹介

ここでは、各地で取組まれている登録文化財の活用事例を、いくつかのテーマに分けて紹介します。

事例の1は、土木分野の登録文化財の活用例です。規模の大きな土木遺産は、地域のランドマークとして親しまれているものも少なくありません。事例の2は、現役の住宅として使用されている事例です。各例とも改修を施したり、交流施設として開放する等、いかに保存活用するかに工夫がこらされています。事例の3は、機能を維持しながら活用をつづけている例です。登録建物の中には、サービス業を営む物件も多く、登録を契機に集客のアップをはかる事例もみうけられます。事例の4は、改修を契機に、機能を転用して活用をはかる事例です。建物の持つ魅力や雰囲気の継承の仕方、活用の内容自体にも様々な工夫がよみとれます。ほかにも、登録文化財をまちづくりと関連づけて活用している事例や、登録文化財を改修する際のノウハウについてもコラムで紹介しています。

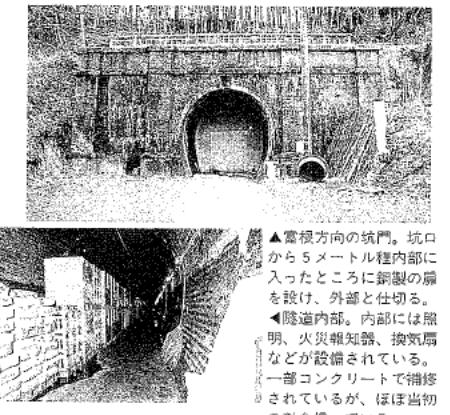
ここに挙げた事例は、いずれも文化財を地域のなかで身近なものと感じることのできる活用となっています。事例を通じて、各地の登録文化財が、なお一層活用されることが望まれます。

事例1／土木遺産の活用

喜久水酒造地下貯蔵研究所（旧奥羽本線第一鶴形隧道） 旧奥羽本線第一鶴形隧道は、

旧奥羽本線の鶴形・富根間（秋田県能代市）に位置する鉄道単線用隧道である。明治三十三年に竣工した。延長約九三メートルの煉瓦造隧道で、巻厚五枚の馬蹄形坑口と、四本の壁柱、笠石及び帶石に飾られた坑門を両端に構えている。

昭和四八年の新隧道建設に伴い、当隧道は作業用通路に転用されたが、平成八年に酒造会社に払い下げられた後、古酒貯蔵庫として活用されている。温度・湿度変化が少ないといいう隧道の特性をうまく利用した活用例といえよう。現在、年に一度、内部が一般公開されている。

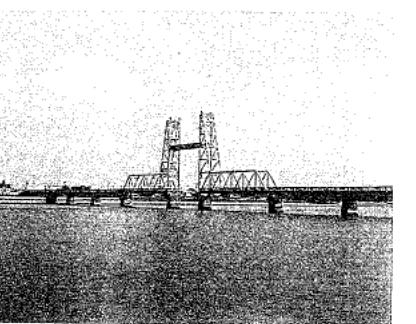


▲電視方向の統門。坑口から5メートル程内部に入ったところに鋼製の扉を設け、外部と仕切る。
◀隧道内部。内部には照明、火災報知器、換気扇などが設備されている。一部コンクリートで補修されているが、ほぼ当初の形を保っている。

筑後川昇開橋（旧日本国有鉄道佐賀線筑後川橋梁）

筑後川に架かり福岡県と佐賀県を結ぶ昭和一〇年竣工の鉄道橋。当時盛んであった筑後川の舟運活動を阻害しないために、トールの桁橋が昇降する可動橋の形式をとっている。

広い川面に聳える三〇メートル高的二本の鉄塔と動く桁橋が、ランドマークとして人々に親しまれおり、国鉄民営化に伴う廃線後、住民の保存運動の甲斐あって撤去を免れた。平成八年に歩道橋に転用され、舟運上の必要がなくなった現在にあっても日々八回の昇降を繰り返し、地域住民の良好な散策路、さらには地域の新たな観光資源として活用されている。



筑後川昇開橋。中央部にワーレントラス、側部にプレートガーターが用いられている。歩道橋整備の時にレールが撤去された。

《事例2／住宅を伝えていくために》
古宇田家住宅 東京都杉並区南荻窪の住宅地に所在する木造二階建の洋館。当主の古宇田恭氏は、この洋館を次世代に伝えるため、敷地道路側に賃貸物件を新築して土地の有効利用を図るとともに、敷地中央に在った洋館を奥寄りに曳家して保存することを決断された。平成九年登録有形文化財となり、平成九年から三箇年継続事業として登録有形文化財設計監理費の補助を受け、平成一二年保存修理工事を竣工させた。曳家に際しては、復元、修復とともに、鉄筋コンクリート造の地下室を造るなど使い勝手に応じた適正な改造も加えられた。



敷地内で曳家された古宇田家住宅。

小野口家住宅 小野口家は栃木県宇都宮市の市街西北方に位置する近世末庄屋を務めた豪農で、主屋は建築されているが、長屋門、前の蔵、旧乾燥小屋、堆肥舎、裏の蔵、旧酒蔵の六件が登録有形文化財となっている。いずれも外周壁に地元産の大谷石を用いた石蔵風建造物で特徴ある蔵構えをつくる。登録を契機として、「文化財を現在に活用しながらゆるやかに守っていく」という……趣旨に添つて長屋門の内部改装をして、各種催し物ができるホーク」とし、本年六月四日から改装記念展を開催している。生活形態や生業形態の変化により機能を失った建造物の再生活用の一例。



平成13年6月4日に改装記念展をオープンした小野口家住宅（東栄堂）長屋門。

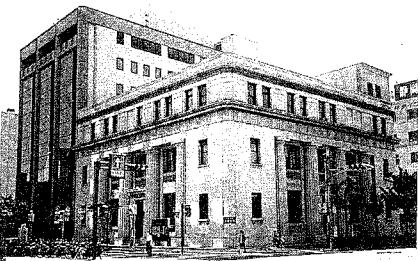
煙田家住宅主屋における国際理解フォーラムの光景。



煙田家住宅主屋における国際理解フォーラムの光景。

煙田家住宅 煙田家は河内平野の真ん中、大阪府羽曳野市郡戸に所在する。当地の庄屋や丹比村の村長を務めた家柄で、伝統的な造りの主屋ほか蔵二棟、納屋、付属屋、長屋門の六件が登録有形文化財となっている。大学教授でもある当主の煙田耕一氏は、世代的、国際的な異文化理解の場としてこの屋敷の活用を図り、住宅の一般公開とともに、小学校高学年と中学生を対象とした「煙田塾」や、「世界の人々と文化を語ろう」国際理解フォーラムを開催している。こうした催しを通して、煙田氏は「先祖は眠つてはいても家とともに息づいているのだ」ということをはつきりと実感することができた」と述べている。住まうことからだけではなく、氣づきにくい「価値」の発見あるいは確認が「煙田家住宅活用保存会」の原動力になっている。

登録有形文化財(建造物)の活用



街路側2面に並ぶ巨大な列柱と、上部を区切る
2層構造が特徴。



背後の山を背景に庭園を設けている。

『事例3』
『業務に生き続ける登録文化財』
向瀧 向瀧は会津若松の奥座敷、東山温泉に建つ旅館であり、玄関、はなれ、客室棟一棟の計4棟が登録されている。東山温泉は天平年間に行基の発見伝説が残るなど、古くから知られる温泉で、明治六年に旅館として創業する以前には会津藩の指定保養所が同じ位置にあったことが知られている。

建築は客室棟の一つが明治二十年代、玄関、はなれが大正元年、客室棟のもう一方が昭和十年頃の建築である。斜面に築いた庭園を囲むように各棟を配置し、客室毎に異なる装飾や建具を備え、当時の職人技の高さを知ることができます。

建築の魅力を維持するだけでなく、ホームページの活用や、庭園を利用したイベントを行なうなど、積極的な活用を行っているのが特徴である。

建築は客室棟の一つが明治二十年代、玄関、はなれが大正元年、客室棟のもう一方が昭和十年頃の建築である。斜面に築いた庭園を囲むように各棟を配置し、客室毎に異なる装飾や建具を備え、当時の職人技の高さを知ることができます。

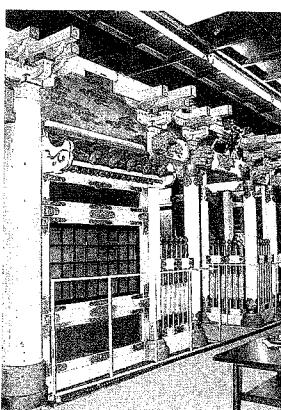
建築の魅力を維持するだけでなく、ホームページの活用や、庭園を利用したイベントを行なうなど、積極的な活用を行っているのが特徴である。

生駒時計店 塔筋に面する角地に建つ五階建てのビル。昭和五年に御堂筋の拡張工事に伴ってこの地に移転すると同時に建てられた。外壁にはスカラップチャイルを用いる当時の典型的なスタイルであるが、窓の上下に縁を通じて水平線を強調していることから、非常に斬新な表情を持っている。向かって左側には時計塔を設け、その下は上下に連続する出窓を設けて大きな振り子時計風に見えるなど、建物全体が広告塔としてデザインされている特徴的な例である。

一階店舗には大理石の階段を設けるなど内部のデザインにも特徴があり、大阪市の中心街にあって今なおその存在を誇示している建物である。



外観。スカラップチャイルの壁面に
水平方向に並ぶ窓が特徴。



内装に様々なモチーフをちりばめる。

銅よし百番 大阪市西成区の旧飛田新地内に位置する。大正七年に遊郭として建てられたが、現在は大衆料亭となっている。現在は街路に面する側の角を玄関とするが、各所に様々なモチーフをちりばめ、部分的には洋風に見えるなどし、天満宮、日光東照宮、京都三条大橋、東海道島田宿など全国各地の名所旧跡が登場するデザインが何よりも特徴であり、非日常の空間体験が話題を呼んで広く人気を集めている。

銅よし百番 大阪市西成区の旧飛田新地内に位置する。大正七年に遊郭として建てられたが、現在は大衆料亭となっている。現在は街路に面する側の角を玄関とするが、各所に様々なモチーフをちりばめ、部分的には洋風に見えるなどし、天満宮、日光東照宮、京都三条大橋、東海道島田宿など全国各地の名所旧跡が登場するデザインが何よりも特徴であり、非日常の空間体験が話題を呼んで広く人気を集めている。

静岡銀行本店 [旧静岡三十五銀行本店]

岡市の商業の中心地、吳服町に建つ。現在の静岡銀行の前身、静岡三十五銀行の本店として昭和六年に建てられたもので、設計は浜松出身で静岡県庁・市役所、浜松銀行協会などを手がけた中村與資平である。

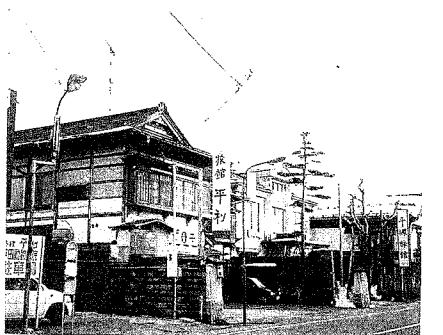
外観は石造風に見せる鉄筋コンクリート造で、道路に面する北面、東面には二階部分まで立ち上がる円柱を四本立て、パラベットを廻してその上に三階を独立して見せる。内部は二階まで吹き抜けの営業室を中心にしており、二階周囲には事務室、三階には会議室などを設ける。林立する近代建築の中であって、対称性の強い均整のとれたデザインが、銀行社屋としての安定性と継続性を主張しているかのようである。

「」では、登録制度をまわりぐるに応用する試みを紹介した。登録文化財を核にしてまちづくりを図る試みは珍しくないが、より積極的な手法としては、集中する建造物群をそれぞれ登録することによって面的な保存を図る手法と、市町村の域内全体で幅広く登録することによってまちづくりへの意識向上をはかる手法の一種類がある。前者の例としては柄木鼻柄木市、後者の例としては群馬県桐生市が挙げられ、両者の性格を併せ持つ例として秋田県横手市がある。

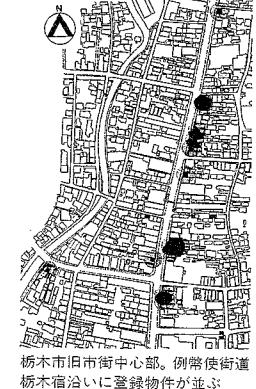
数の建造物を登録し、市全体としての意識向上を目指している点が特徴であり、平成十二年に建築修復学会大会の開催地となるると併せて市内の建築調査を行うなどの試みを行っている。

柄木市では、土蔵造の商家を中心に近代建築、川沿いの問屋、旧家など柄木宿の旧例幣使街道沿いを中心とした十六件を同時に登録し、旧市街地のまちなみ、景観の保存を図っている。

また、横手市においては、中心地に残る旅館などを登録しているのが特徴である。



横手市中心部の登録物件。平源旅館及び旅館平利



柄木市旧市街中心部。例幣使街道柄木宿沿いに登録物件が並ぶ

登録有形文化財(建造物)の活用

■「(二)(二)2 登録文化財活用の技術について

登録文化財を活用するための改修に際して、「どう」(価値がある)、「何を残すべきか」を把握した上で、修理計画を立てなくてはならない。適用の側面を強調するあまり文化財としての価値を損なう修復にならないことを避けるためである。生き続けるために必要な修理が求められる建築文化財中でも登録文化財は建築基準法の第三条第一項(適用の除外)の指定或いは認定を受けることができない。建築基準法や消防法等との整合性、伝統構法や将来への対応等の位置付けるべきか等、検討すべき課題が多い。

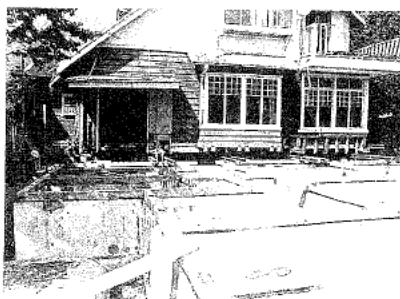
■法的な対応

- 一 既存不適格建築物の適用を要むる
- 当時、適法に建築されていたものが現在の法律に合致せず違反している状態にあるものを既存不適格建築物といい、これに対しては条件をつけ、現行法の制限を緩和している。緩和の規定は多岐にわたっており、適用の検討にあたっては適用範囲を把握し計画することが大切である。

■活用のための施設整備

施設設備を行う上で大切な点は、建築関連法の課題解決のために活用のためのソフト・ハードの面で、登録文化財として将来に向けた内容が適切に反映されているかにある。

長期的視野に立つ文化財に相応しい整備がなされるべきである。



工事中の登録文化財「古宇田家住宅」
後背地の活用を図るために、住宅部分を前面(写真手前)に曳き出す直前。
居間面積の不足に対し平面的な増築を行うと外観意匠の大幅な変更を伴うため、空堀をもつ地下室(写真手前)を設け、併せて耐震性の向上を図った。また水廻り等の設備機器及び配管、配線の刷新を行った。
遺物の曳出(移転)、地下室の設置等を行うため確認申請を行った。

■「(二)(二)2 登録文化財活用の技術について

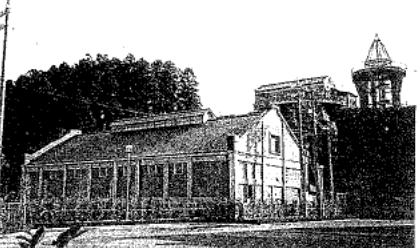
登録文化財を活用するための改修に際して、「どう」(価値がある)、「何を残すべきか」を把握した上で、修理計画を立てなくてはならない。適用の側面を強調するあまり文化財としての価値を損なう修復にならないことを避けるためである。生き続けるために必要な修理が求められる建築文化財中でも登録文化財は建築基準法の第三条第一項(適用の除外)の指定或いは認定を受けることができない。建築基準法や消防法等との整合性、伝統構法や将来への対応等の位置付けるべきか等、検討すべき課題が多い。

■耐震改修促進法による耐震補強

登録文化財を耐震修理する場合、建築基準法による扱いと耐震改修促進法による計画の認定を所管行政庁に申請する場合とがある。前者が耐震関係規定以外の部分についても法的に合致するところが認められるのに対し、後者は法の特例措置が認められている。耐震改修促進法第五条第二項の既存不適格建築物の制限緩和によれば、基準に適合していれば引き続き既存不適格建築物として取り扱うことができる。

り、適用の側面が強調されるあまり、本来の建築的価値を損なう「こと」のないようにしたい。登録文化財の修理では、新しい研究・技術の成果を試みることも可能である。しかし、その基本理念においては、意匠性ばかりよぶ伝統構法の保存、継承が求められることがこれまでもない。何よりその建物の有する建築的価値を生かす活用とその修理の在り方が施設整備をかる上で欠かすことのできない。

株式会社
代表取締役研究所長 福田省三

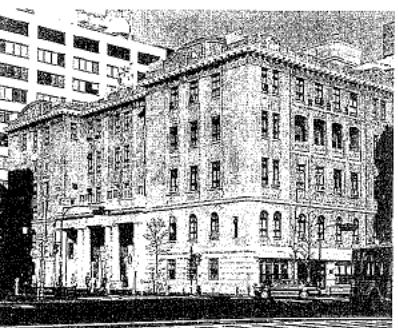


遺物ばかりでなく、芸術家が滞在しながら、制作、発表出来るというプログラム自体が魅力的な場所である。

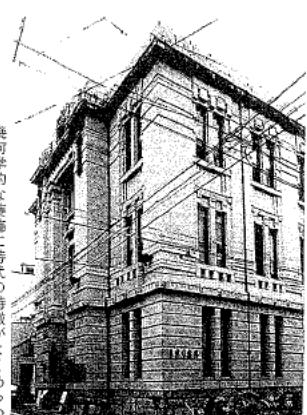
〈事例4／改修を契機に活用をはかる〉

入善町下山藝術の森アートスペース(旧下山発電所) 大正五年に建設された、河岸段丘の落差を利用した水力発電所である。鉄筋コンクリート造二階建、切妻造、鉄板葺で、段丘に切り込んでたつ立地と、赤煉瓦を用いた外観の意匠に特色がある。富山平野の地形を利用した、近代の発電技術を知る遺構として貴重な施設である。取壊される予定であった建物を町が譲り受け、発電設備を残したもの美術館として再利用している。美術館を拠点とし、アトリエ棟、宿泊棟など、芸術家が滞在しながら制作できる施設を整備し、住民に開放している。単なる展示館ではなく、異なる用途の施設を転用しながら保存し、周辺の整備とあわせ、創造の場として積極的に利用している点に特徴がある。

日本工業俱楽部会館 当時の実業家の交流施設として、東京駅前敷地に、大正九年に竣工した鉄筋コンクリート造五階建のビル。設計は横川工務所、担当は松井賀太郎。幾何学的な構成のセセッション様式でまとめる声が高まり、建物の三分の一を保存し、残りを再現して躯体を更新することとなつた。保存が実現できたのは、所有者の熱意の賜だが、した再開発が検討されたが、保存を要望する声が高まり、建物の三分の一を保存し、残りを再現して躯体を更新することとなつた。保存が実現できたのは、所有者の熱意の賜だが、改修にあたり、各種法規との調整に労苦があつたが、防災性能評価の審査等をうけ、現況通りの修復が可能となつてゐる。



我が国工業界のシンボル的建築。正面中央バラベット上部の人像彫刻は、当時の二大工業(石炭と鐵道)をあらわす。



SACOPA (旧不動貯蓄銀行京都市店) 京都の三条通りに面し、大正五年に竣工した銀行建築。一階を煉瓦造、二階、三階を木骨煉瓦造とし、屋根を銅板葺きとする。外観は簡素化されたルネッサンス様式だが、一階部分のストライプ模様や、正面中央の円形装飾などにセセッションの影響がみとめられる。昭和六三年にリニューアル工事が行われ、ブティックやレストランなどをテナントとする商業ビルに生まれ変わつた。工事に際して、外壁タイルを特注するなど、当初の外観を保全しながら外壁補修を行つてゐる。照明や空調設備も、露出装置とし、当初の内装を損なうことなく調和させている。歴史的空间を继承しながら、現代的活用をはかつてゐる好事例である。

特集「世界へ向けた現代舞台芸術の発信」

- 〔巻頭言〕
- ・現代舞台芸術の発展に向けて
（遠藤 啓（文化部長））
- 〔論文〕
- ・アーツプランの5年間
（川本康三）
- ・新国立劇場開場から
5年目を迎えるにあたり
（海老澤 敏）
- ・アーツプランの5年間
（川本康三）
- ・新国立劇場の概要
（マタピテ「新国立劇場バレエ団に聞く」）

- 〔解説〕
- ・アーツプラン21の概要
（ラム芸術創造特別支援団体に聞く）
- ・新国立劇場の概要
（マタピテ「新国立劇場バレエ団に聞く」）
- 日本の伝統美と技を行ふ人々
- ・伝統建築技術保持者（小林平一（屋根瓦製作）、今西良男（屋根瓦製作）、牛尾誠（記念物保存調査官・花卉正光））
- 文化的現場から
- ・地域活性化の素材としての保存修理について
（小林真理（地域活性化の素材としての保存修理について））
- キーワード事典・カード（かみへい）
- ・文化財保護の立場に立った展示をめぐして
（米嶋清実（文化財保護の立場に立った展示をめぐして））

(通巻394号)

平成13年7月25日印刷・発行

文化庁月報 7月号

編集～文化庁
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2発行～株式会社ぎょうせい
本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 編集 03(3571)2126
販売 03(5349)6666
URL: http://www.gyosei.co.jp

印刷所～行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、著者の個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

㈱ぎょうせい営業部広告課
電話03(5349)6657 (ダイヤルイン)
©2001 Printed in Japan ISSN 0916-9849
本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

並べるのではなく、今後の収蔵文化財の活用を進める上で参考となる
「特集 文化財収蔵物の活用」（本
誌平成10年7月号）につづき、
登録文化財建物の活用特集をく
んでみました。この間の文化財建
造物の活用に関する考え方ばかり
く複数し、地域文化の振興と文化
財の活用は、きっと切り離せな
い関係になりつつあります。した
がって特集でも、年に活用事例を

特集を通じ、各地でますます文化
財収蔵物の収録が進み、活用が伸
まっています。また、いかに保存活用
が重要と考えられます。論文や解
説では、修理・改修等に関する各
種法規制との調整や、登録に係る
インセンティブの誘導、地域のな
かでの文化財のマネージメントの
方法といった具体的なノウハウに
ついて大綱を示すよう努めました。

文化庁では、ホームページで、文化庁に
関する情報を幅広く提供しています。ご
意見、文化庁月報の感想などを、ホームページ
のご意見欄や文化庁のウェブマス
ター観へお寄せください。

《ホームページアドレス》
http://www.bunka.go.jp/
《ウェブマスターメールアドレス》
webmaster@bunka.go.jp